

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年5月27日
稚内地方気象台

洪水警報・注意報の発表基準の変更について

令和3年6月3日に、洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

近年の災害発生状況等を踏まえ、洪水警報・注意報の発表基準を変更します。
この基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日13時
 - 2 基準変更範囲
稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、利尻町、利尻富士町、幌延町
- ※ 基準変更日に合わせて、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（宗谷地方）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/wakkanai.html>

【問合せ先】

稚内地方気象台 地域防災官 古館

電話：0162-23-2679